

特別定額給付金事業について

1 事業目的

新型コロナウイルス感染防止拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う

2 実施主体、経費負担及び事業費（予算）

- ・実施主体 市町村
- ・経 費 国補助（10/10）
- ・事業費 795億円（給付費 789億円 事務費 6億円）

3 給付対象者及び受給者

- ・給付対象者 令和2年4月27日（基準日）において住民基本台帳に記録されている方
- ・受給者 住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

※人口786,675人 世帯数342,698世帯（基準日現在）
マイナンバーカード普及率は10.6%（令和2年3月末）

4 給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

5 申請及び給付方法等

①先行申請（感染拡大の影響を受け収入が減少し、生活に困っている世帯に対し先行して申請書の配布及び給付を行う。）

- ・申請書配布開始日 5月8日（金）
- ・給付開始日 5月15日（金）

②オンライン申請

- ・申請受付開始日 5月11日（月）
- ・給付開始日 5月22日（金）

③郵送申請

- ・申請書発送日 5月22日（金）※順次発送25日完了
- ・給付開始日 5月29日（金）

※ 申請期限 8月17日（月）

6 給付金センターの設置

- 期 日 令和2年5月18日（月）
- 場 所 市役所分館2階
- 業務内容 特別定額給付金に関する事務及びコールセンター
 - ・専用ダイヤル 0570-012-085
 - ・開設時間 午前8時30分～午後5時30分（平日のみ）

【問い合わせ先】

新潟市市民生活部市民生活課（田中）

TEL：025-226-1009

内線：31009